

辻議員（共産）

令和4年2月22日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）県立高等学校の統廃合について

県内のどこに住んでいても教育の機会が公平に提供され、地元的高等学校で安心して学べる必要があるが、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」は憲法第26条の「教育の機会均等」にも反しており、見直すべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

（答）

本県では、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」に基づき、教育の機会均等及び高等学校教育の質的水準の維持・向上の観点から、全県的な視野に立って、学校の規模や配置の適正化に取り組んでいるところであり、中山間地域以外の地域については、1学年4から8学級、中山間地域については、2から6学級の範囲内を基本としております。

その上で、1学年1学級規模校につきましては、学校関係者や地域の代表者等で構成する「学校活性化地域協議会」を設置し、生徒数の増加や学校の活性化に向けた取組を検討することなどにより、全校生徒数が収容定員の三分の二以上となることを目指しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も中長期的に中学校在籍者数の減少が見込まれる中で、引き続き、全県的な視野に立った取組を進めてまいります。